令和　　年　　月　　日

川崎市環境局廃棄物指導課長　宛て

**一般廃棄物処理業者講習会**

**提出課題**

**【提出期限　令和５年１月３１日（火）】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **許可番号** | **許可業者名** | **氏名（署名）**  **※署名（印字・ゴム印不可）は、受講義務者である代表者又は役員の方によるもの** |
|  |  |  |

**Mail address :**

近年の電子化により、今後、当課から許可業者への案内方法は郵送、電話からメールへ順次移行していく予定です（メールでの連絡に非対応の場合は、引き続き郵送や電話での案内を行います）。

メールでの許可業者宛て連絡先を御記入ください（既にメールアドレスをご提供いただいている場合は記載不要です。ただし、変更があった場合はご記入ください）。

本紙を含む５枚全てを郵送またはＦＡＸ、メールにて提出してください。

メールの場合は、**署名後スキャンしたもの**をお送りください。

送付先：〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町1番地

環境局廃棄物指導課処理業許可係　宛て

ＦＡＸ：０４４－２００－３９２３

メールアドレス：30haiki@city.kawasaki.jp

**本紙の提出をもって、一般廃棄物処理業者講習会受講済みとさせていただきます。**

**問１**　**次の各文章について、正しい場合は○、誤っている場合は×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 市処理センターの搬入受付時間に間に合わなかった場合、ドライバーの判断で、ごみを積んだまま駐車場に戻り、翌朝搬入することは認められている |  |
| (2) | 川崎市許可の一般廃棄物処理業者は川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいて事業を行わなければならない。 |  |
| (3) | 専ら物とは、古紙、くず鉄等、空きビン類及びペットボトルである |  |

**問２**　**次の各文章に記載されている廃棄物について、一般廃棄物の場合は「一廃」、産業廃棄物の場合は「産廃」をそれぞれ○で囲ってください。また、川崎市の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得することで、収集運搬できる場合は「可」、収集運搬できない場合は「不可」をそれぞれ○で囲ってください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 産廃　・一廃 | 市の許可で  収集運搬できる |
| (1) | 新築工事のために除去した樹木（長さ４０cm、太さ１０cm未満） | 産廃　・一廃 | 可　・　不可 |
| (2) | 幼稚園から排出された食べ残しで汚れたプラスチック製の弁当がら | 産廃　・一廃 | 可　・　不可 |
| (3) | 福祉施設から排出された紙おむつ | 産廃　・一廃 | 可　・　不可 |

**問３　次の文章は一般廃棄物収集運搬業の処理基準及び許可基準に関するものです。文章中の空欄に入る適切な語句を解答欄に記載してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 一般廃棄物が（　　　）し、及び流出しないようにすること |  |
| (2) | 収集又は運搬に伴う（　　　）、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること |  |
| (3) | 運搬車は、一般廃棄物の専用車とし、他の目的と混用しないこと。また、本市の（　　　）で発生した廃棄物の収集運搬専用車とすること |  |
| (4) | 一般廃棄物の帳簿は事業場ごとに備え、（　　　）までに、前月中における法に規定する事項について、記載を終了していること |  |
| (5) | 一般廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる（　　　　）を有すること |  |

**問４　次の変更届・変更許可に関する各文章について、正しい場合は○を、正しくない場合は×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 駐車場に係る変更届は変更があった日から３０日以内に川崎市長に届け出なければいけない |  |
| (2) | 政令使用人は役員ではないので、変更届書を提出する必要はない |  |
| (3) | 一時多量ごみに係る変更許可要件として、市処理センターへの良好な搬入実績を２年以上有していることが必要である |  |

**問５　次の緊急時対策車の使用の取扱いに関する各文章について、正しい場合は○を、正しくない場合は×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 許可車両の修理が完了しても、緊急時対策車の申請期間満了までは緊急時対策車を使用しなくてはならない |  |
| (2) | 緊急時対策車使用承認願は、事故又は故障で使用できない場合のほか、車検のために使用できない場合にも認められる |  |

**問６**　**次の委託（受託）に関する各文章について、正しい場合は○を、正しくない場合は×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 人手が足りなくなったため、排出事業者の許可を得て、知り合いの業者に２日間だけ一般廃棄物の収集運搬を再委託した |  |
| (2) | 運搬車両が故障してしまったため、他社の許可車両である塵芥車を借りて収集運搬をし、その日のうちに返却した |  |
| (3) | 排出事業者と結ぶ一般廃棄物収集運搬委託契約書に不備があった場合には、排出事業者が指導対象となる場合がある |  |

**問７**　**次の欠格要件に関する各文章のうち、欠格要件に該当するものは○を、該当しないものは×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 昨年、役員が自宅で家庭のタンスなどを燃やしていたため、廃棄物処理法第16条の２違反で罰金刑を受けた |  |
| (2) | 半年前に破産手続開始の決定を受けた |  |
| (3) | 昨年、アルバイトが車両を運転中に人身事故を起こし、道路交通法違反により禁固刑を受けた |  |
| (4) | 役員が懲役３年の実刑判決を受け、その執行を終わり、６年経過した |  |

**問８**　**次の一般廃棄物の処理に係る実績報告書に関する各文章について、正しい場合は○を、正しくない場合は×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | ５００ｋｇ未満の排出事業者は区別に合算し、「○○区内事業者(　)」と記入する。カッコ内は事業者数を記入する |  |
| (2) | 一般廃棄物実績報告１２月分までは３月１０日までに提出する |  |

**問題は以上です。続いて、許可業者として実施すべき、あるいは知っておくべき項目について、該当する場合は○を、しない場合は×を解答欄に記入してください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 解答欄 |
| (1) | 事務所には常に連絡が取れるための人員を配置しており、営業時間内であれば市や顧客がいつでも連絡が取れる体制になっている。 |  |
| (2) | 一般廃棄物実績報告を行わない場合は法１８条の報告義務違反に該当し、  ３０万円以下の罰金に処せられることを知っている。 |  |
| (3) | 帳簿は１年ごとに閉鎖し、５年間保管している。 |  |
| (4) | 欠格要件について知っている。 |  |
| (5) | 許可期限及び許可番号を把握している。 |  |
| (6) | 登録車両の車検の有効期間について、常に確認が取れる体制ができている。 |  |
| (7) | 緊急時対策車承認願の申請方法等を理解している。 |  |

**続いて、脱炭素社会の実現に向けた取組について伺います。川崎市では、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定し、市民・事業者・行政が一丸となって2050年のCO２排出実質ゼロを目指しています。別添の「川崎市「脱炭素行動宣言」を募集します！」及び「川崎からはじまるみんながつながる環境アプリ」等をご参考のうえ、貴社で現在取り組んでいる、あるいは検討している脱炭素社会の実現に向けた取組を記述してください。省エネ行動やごみ分別の徹底等、身近な例で構いません。**

**最後に、本市一般廃棄物処理基本計画において一般廃棄物処理業者が行わなければならな**

**いことは何でしょうか。別添の「川崎市一般廃棄物処理基本計画」をご一読いただき、今後の事業計画を踏まえて記述してください。なお、感想文等の設問の趣旨にそぐわない回答に対しては、再提出を求める場合があります。**